

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時
平成 28 年 1 月 13 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 41 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、高橋参事兼団体指導課総括課長、
黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、
前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 継続調査
 - ア TPP 協定に係る国の対応等について

イ 秋サケの漁獲状況について

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、T P P協定に係る国の対応等について調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

当局から説明を求めます。

○中村企画課長 T P P協定に係る国の対応等について御説明いたします。

国が公表しているものですが、資料1、農政新時代の御準備をお願いいたします。T P P協定交渉につきましては、昨年10月に大筋合意がなされ、その概要につきましては、交渉結果として米の無関税輸入枠の設定でありますとか、畜産の関税撤廃、引き下げなどが合意され、本県の基幹産業であります農林水産業への影響が懸念されているところです。

国は、農林水産業を初めとしたT P Pの影響に関する国民の不安を払拭するため、政策目標を明らかにした総合的なT P P関連政策大綱を決定し、昨年11月に公表いたしました。

その内容につきましては、16ページ以降に記載していますので、ごらんいただければと思います。この大綱では、農政新時代を施策の柱とし、体質強化対策、経営安定、安定供給の備えなど、攻めの農林水産業への転換としまして備蓄米の運営見直しなど重要5品目関連対策が示され、特に体質強化対策に関しましては、平成27年度の補正予算におきまして地域の中心的な農家の機械、施設整備などを支援する産地パワーアップ事業ですとか、畜産クラスター事業など農林水産分野のT P P関連予算として、総額3,122億円が盛り込まれたところです。

しかしながら、農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略につきましては、平成28年秋をめどに具体的内容を詰めるとされておりましても、その対策の全容はいまだに明らかにされていない部分も多く、また実際にどのような影響があるのか、県内の生産者や関係者からは不安の声が寄せられているところです。

県といたしましては、岩手県T P P協定対策本部を設置しまして、全庁的な情報の共有と総合的な対策について検討を進めるほか、昨年12月には国の影響分析等をもとに中間取りまとめを行い、お手元にお配りした資料3により、先の12月議会定例会の常任委員会で報告し、公表させていただきました。

なお、今回は国が公表しました生産額の影響も多少加えまして一部修正したものを準備させていただいていますので、後で参考にしていただければと思います。

こうした中で、国は昨年末に経済効果に関する試算を公表いたしました。それによりますと、発効に伴います貿易、投資の活発化によりまして実質国内総生産が約13兆6,000

億円押し上げられる一方で、農林水産物の生産額は約 1,300 億円から 2,100 億円減少すると試算しています。

それでは、具体的に農林水産物の影響について、国の資料に基づき説明したいと思います。資料 2 の 1 ページです。まず、国の試算方法ですが、試算対象品目は関税が 10%以上、国内生産額は 10 億円以上の 33 品目、対象国は T P P 参加 11 カ国としています。影響の算出方法につきましては、大筋合意の内容や政策大綱に基づく対応を考慮しつつ、昨年 11 月に公表した影響分析を踏まえ、個別品目ごとに輸入品と競合する部分と競合しない部分に分けて、原則として競合する部分は関税が削減される相当分の価格が減少する、競合しない部分は 2 分の 1 だけ価格が低下するという前提にしています。さらに、品目によっては品質向上や高付加価値化を進める効果を勘案し、競合しない部分の影響をそれぞれ 2 分の 1 に抑制させるというものです。この後牛肉の例で具体的に説明したいと思います。

なお、2、試算の結果に記載していますが、国は関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるとしていますが、国内対策を講じることで、生産や農家所得が確保され、生産量は維持されると見込んでおります。よって、食料自給率もカロリーベースで 39% あるのですが、これが維持される見方をしています。

また、国内対策の根拠としまして、輸出拡大分は考慮しないと、水田畑作への作付面積の減少や多面的機能の喪失は見込みにくいといったやり方でまとめているものです。

それぞれ品目ごとに生産の減少額などを取りまとめ、整理されていますが、生産量の多い米に関しましては輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることから、生産量や所得には影響が見込みにくいとして減少額はゼロとしています。牛肉は約 311 億円から 625 億円、豚肉は 169 億円から 332 億円、牛乳乳製品につきましては 198 億円から 291 億円というように、農林水産物全体では、1,300 億円から 2,100 億円の生産減少額と試算されています。

4 ページ以降に、具体的な品目別のシナリオを抜粋していますが、米に関しましては、備蓄運営の見直しにより影響は見込みがたいとしていますし、小麦につきましては、マークアップの引き下げにより、国産麦の価格が 1 キログラム当たり 7.8 円下落すると見込んでおり、これに国内の生産量 81 万トン掛けて 62 億円の減少と試算しているようです。

6 ページをお願いします。牛肉についてです。ここで、競合部分と競合しない部分の考え方を説明したいと思います。現状で輸入牛肉には 38.5%の関税がかかるわけですが、合意内容では 16 年目で最終的に 9%に削減することになっています。国は、現在の輸入品価格が、1 キログラム当たり約 508 円と見ています。その 508 円に 38.5%の関税を掛けますと関税分が 1 キログラム当たり 196 円になります。また、9%の場合ですけれども、同じく計算しますと 46 円となりまして、この差額が関税削減相当分として、150 円分の関税が下がるということです。

イメージ図の右側の棒グラフに 554 円と書いていますけれども、これは現在の 508 円に 9%の関税がかかった状態の場合をイメージしたものです。この関税削減相当分の 150 円

が基本となりまして、まずは競合部分のホルスタインの影響ですが、150 円に国内の生産量 10 万トンを掛けた 150 億円が影響額となります。

次に、国で競合の度合いが小さいとしている和牛、交雑種ですけれども、現在ホルスタインの市場単価が 883 円ですけれども、先ほどの関税削減相当分の 150 円の下落率をここで計算します。883 円が 150 円となりますと真ん中の棒グラフに 17%と出ていますけれども、この 17%から左側の棒グラフに移っていただきまして、さらに半分の約 8%になるわけですけれども、これに相当する下落額を 2,337 円の国産単価からはじき出して、187 円という数字が出てまいります。その 187 円と 25 万トンの生産量を掛け合わせて 475 億円という影響額になります。これにより牛肉は、ホルスタインの 150 億円と和牛、交雑の 475 億円を合わせて、625 億円という影響額です。

さらに、国は生産コストの削減、生産基盤の強化、高付加価値化などの体質強化対策によりまして、関税削減分 150 円の半分の 1 キログラム当たり 75 円に緩和されると仮定しています。今度は、この 75 円を基本に、先ほどと同じように計算しまして、625 億円の半分になりますけれども、311 億円と算出しまして、最終的には影響緩和の部分と合わせて 311 億円から 625 億円と幅を持たせたような生産減少額としています。

以降、豚肉、牛乳乳製品なども基本的には牛肉と同様の方法により試算されているものです。

なお、こうした国の生産額への影響を参考までに、本県の農林水産物に単純に当てはめてみました。それが資料 4 です。前提として対象品目は国も 33 品目にしていますが、本県での生産額を 3,000 万円以上と位置づけまして、それを 19 品目とし、国の積算単価などを用い、国の方法を基本に機械的に計算してみました。それによりますと、米は計算するまでもなくゼロとなりますし、牛肉は本県の出荷量等に 75 円から 150 円の下落価格を掛けて計算しますと 14 億 5,000 万円から 29 億円となりますし、豚肉は 8 億円から 16 億円、牛乳乳製品は 2 億円から 4 億円、林産物は合板ですが、6 億 7,000 万円、水産物は 40 億円から 74 億円、農林水産物全体では 40 億円から 73 億円の生産減少額という結果になりますが、国は試算に当たり生産額は減少しますけれども、国内の対策により所得は確保され、そして生産量は維持されるという前提としています。この考え方によりますと、本県の実際の影響額は当然これより大きくなると想定されます。

国は、大綱を踏まえた農林水産分野の対策について農政新時代のキャラバンと称しまして説明会を開催するとしています。きのうも仙台市で東北ブロックの説明会が開催され、米の減少額ゼロに対しての質問などいろいろ出たようですが、1 月 26 日に本県でも開催予定としています。さらには、東北農政局岩手支局が各市町村等にも出向いて説明すると伺っています。国は、農林水産物の影響については、ほとんどの品目で限定的でありますとか、輸入の増大や急増は見込みにくいとしています。関税が撤廃あるいは削減されると、簡単に考えれば輸入の増加が予想されるわけですけれども、さらに輸出拡大分は考慮しない中で、国産価格は下落しても生産量は維持されるとする明確な根拠ですとか、大綱に示

された対策の具体を早期に明確にしてもらおうといったことにつきまして、説明会の場なども活用しながら、国に対して引き続き強く求めていきたいと思ひますし、国の施策や対策なども踏まえながら、生産者が安心して経営を持続できるように、県としての影響分析、あるいは必要な対応について検討してまいりたいと思ひます。

○中村企画課長 訂正をさせていただきます。先ほど水産物の本県への影響額ですが、40億円から74億円と言っていました。水産物は、本県の場合4.5億円から8.9億円となります。おわびして訂正いたします。

○高橋孝眞委員長 質疑、意見等はありませんか。

○渡辺幸貫委員 米、畜産について少しだけ聞きます。米は7万8,500トンがSBSで入ってくるが、その分は政府が備蓄米として買い入れるから影響はないと言っています。ただ、そのほかにも毎年8万トンぐらいの需給が厳しい方向に向かっているわけですから、これはどう考えればいいのか。あと一、二年で国は需給対策から手を引くと言っているが、その辺の見通しをどう考えているか教えてください。

○松岡水田農業課長 毎年8万トンほどの国内需要量が減少しているわけですが、国は、TPPの影響と、その需要量の減少は分けて考えており、TPPの影響については8万トンの需要減を考慮していない試算になっています。県としては、平成30年産以降の新たな米政策に適切な対応をしていただけるよう、今後、国と十分協議を進めたいと思ひます。

○渡辺幸貫委員 つまり生産調整は生産者がみずから参加してやるべきだと国も主張しているわけだから、これはこれだと国も言うと思ひますけれども、現実には生産量が維持されるという考えは、その8万トンのこともうまく処理できればこそで、そこが欠けたらそういうわけにはいかないと思ひます。

あと、牛肉、豚肉、魚もそうなのですが、中国が爆買いかどうかわかりませんが、きょうは資料がありませんから、後でその輸入単価のある表を示してもらえれば、肉も国際価格がこういうふうになっているのだと何となくわかります。したがって、私たちはこれぐらいの関税は我慢できるのかか予想がつくと思うのですが、国際価格の動向と今回のTPPの影響を言葉で説明してもらえれば幸いです。

○中村企画課長 国際価格につきましては、国では現時点での単価を使っていろいろと積算していますが、将来的な影響につきましては今後調査してまいりたいと思ひます。

○高田一郎委員 まず、昨年暮れに影響試算が発表されましたけれども、県としてこの影響試算をどう受けとめているのかお聞きしたいと思ひますが、今回の大筋合意では農林水産物の撤廃率は81%、そして重要5品目については3割が関税から撤廃されています。2年ほど前は、関税が全て撤廃された場合に3兆円の減収になるとし、これが今回は3兆円から13兆6,000億円、それから農林水産物関係の影響は1,300億円から2,100億円で、相当桁が違うということなのですが、県としてどう受けとめているのかお聞きしたい。

○中村企画課長 試算に当たって生産額は減少しますが、国内対策により所得は確

保されて生産量は維持されるということですが、果たして輸入物が関税削減、撤廃により本当に入ってこないのかという疑念がありまして、実際の本県への影響額につきましては今示した額以上になるものと思います。今後さらにいろいろな情報を集めながら農林水産業への影響をさまざまな角度からの分析を進めてまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 年末の影響試算のホームページを見たときに随分驚きまして、この数日は参議院選挙対策ではないかという思いもしたのです。あの文書を見ますと、再生産は維持され、そして水田や畑の作付面積の減少や農業の多面的機能の喪失は見込みがたいと明確に書いているわけです。再生産できると、生産量は変わらないとの国の影響試算は、非常に楽観的ですし、選挙対策ではないかと率直に思いました。その点についてどのように思っているか。

○小原農林水産部長 この影響試算ですが、確かに前回の国の試算とは大きく乖離しています。その原因は、前回は国が何らの対策を講じなかった場合のマックスの影響でありまして、今回は必要な対策をいずれ講じるという前提です。まず、前回との違いは協定自体が一定のセーフガードだとか、完全に撤廃でしたけれども、今回は一定程度関税が維持されるものもあり、こういったようなもので影響が少なくなる分があります。

あわせて今回の試算ですけれども、生産額は減少しますが、国内対策によって生産や農家所得が確保されるという前提にしています。したがって、この前提に基づきますと、影響額が非常に低くなるというのは、まさに委員御指摘のとおりと思います。

では、実際はどうかということですが、国の今後の対策で生産や農家所得が確保される対策を打ち出せるのかどうかにかかってくるものと思っています。しかしながら、実際に輸入の自由化、関税が撤廃、縮小されますと、一般的には輸入量が増大すると見るのが自然だと思われます。そうしますと、その分の輸出量をふやさない限り生産量の維持、農家所得の維持は、極めて難しいものと思っています。したがって、自給率は変わらないと言っておりますが、これは輸入量がふえないという前提に立っておりますので、関税が下がっても輸入量がふえない、そして国内生産量が維持されるという対策を我々も国に対して求めているわけですが、これらの対策が万全になされれば影響はこの額で済むという理解をしているところです。

○高田一郎委員 国が行った影響試算の前提ですけれども、これが影響試算に値するような算出方法なのかお聞きしたいと思うのですけれども、例えば牛肉の場合は1キログラム当たり508円にしますと、2割ぐらい輸入牛肉の価格が下落することになるのではないかと思います。実は全国肉牛事業協同組合で試算した結果、何も対策をとらなかった場合、3,000億円という数字になっているのです。そして、東京大学の鈴木教授は、過去のデータに基づく輸入牛肉と和牛牛肉の価格分析を調査したら、2,000億円ぐらいの影響が出るという試算があるのです。影響試算がどれだけ出るかによって対策があるわけですから、この国の影響試算のあり方はどうかか問われていると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○小原農林水産部長 この影響ですが、今回のTPP協定によって、これくらいの影響が見込まれ、それに対して国がこれだけの対策を講じることによって影響がこれくらいに低減されるという出し方が一般的かと思います。今回国が提示したものは、万全な対策を講じればこのくらいに影響が少なくなるという部分のみの公表ですので、その意味ではTPP協定締結に基づく影響も示していただければ、県としてはいろいろな対策を求める上でもありがたいと思っております。

○高田一郎委員 では、具体的に品目についてお聞きしたいと思いますけれども、例えば米については輸入量に相当する国産米を政府の備蓄米として買い入れれば、減少率ゼロ、影響ないということなのです。ただ、実際どうなのでしょう。備蓄した米を災害援助米に回すとか、例えば焼却処理するとか、そういうものであればわかりますけれども、これは備蓄米がふえることによって価格低下に圧力がかかるということも予想されるわけです。そして、恐らく安いお米が7万8,000トン入ってくることによって、外食とか中食需要が絶対競合すると思うのです。だから、国の対策を見る限り影響がゼロなんて絶対あり得ないと思うのです。その点についてはいかがでしょうか。

○松岡水田農業課長 備蓄米についてですけれども、現状では一旦備蓄した後、飼料用などに人の口に入らない形で処理されております。TPP協定後の対策によってもそういった対応がとられるものと期待しているところです。

○星野県産米戦略監 安いSBS米が入ってくれば、その米は大抵業務用に回っていきます。今でも10万トン入って、主に業務用に回っているということです。今回最大で7万8,000トンが入ると業務用米の価格のほうに少なからず影響があると考えます。

○高田一郎委員 だから、米についての国の影響試算は、そういう点で楽観的ですねと、影響がゼロというのはあり得ませんねとお話ししたのですけれども、非常に楽観的な試算ではないかとお聞きしたいのです。その点についていかがですか。

○中村企画課長 米につきましては、確かにいろいろなところから声が上がっています。きのうの東北ブロックの説明会の中でも、影響額ゼロというのはおかしいというお話が生産者、団体からも上がっています。これが果たして妥当なものかどうかは、これからさらに分析を進めてまいりたいと思います。

○小原農林水産部長 米の件ですけれども、お手元の資料2の4ページの中のイメージ図ですが、国の説明では輸入の増加分については備蓄米として隔離するため、市場に流通する主食用米については影響がないということです。ただ、これによって備蓄米がふえます。そして、マスコミ情報や国の説明ですと、今までの備蓄量は変えないけれども、5年間の備蓄期間を3年に短縮すると言っております。その3年後に、その放出量が、結局5分の1から3分の1にふえることとなりますので、放出量の増加に伴う影響は、少なからずあるだろうと。ただ、これについては、業務用等には回さず、飼料用米に回すという国の説明です。

あわせて、この備蓄の運営の見直しによりまして、備蓄量がふえるわけですので、毎年

140 億円程度の追加負担が生じるという見込みもあります。直接的な影響ではありませんが、こういったような副次的な影響があると捉えております。

○高田一郎委員 影響があるということなのですからけれども、もう一つ、牛肉の問題です。本県にとって大変大きな影響があると思うのですけれども、政府が言うのはマルキン対策をきちっとやれば影響はないと、補填率も8割から9割に引き上げると言っております。しかし、これは再生産になるような対策かといえ、9割にしたからといって再生産ができるような保証はないということが一つと、もう一つはこのマルキン対策の財源は関税収入でやってきました。これは、1,100 億円ぐらいという数字も出ているのですけれども、関税率を下げれば4分の1程度になって、財源問題にも発展していくわけです。ここもしっかりやる方向になっているのかどうかという懸念材料もあるし、このマルキン対策9割補填は、大綱を見ますと、TPPに参加することを前提とした対策になっています。これは、生産現場からすれば今すぐにでもやってほしいという声なのです。これに応じてしっかりと国に主張していくべきだろうと思うのですけれども、これらのことについてどのようなお考えを持っているのかお聞きします。

○小岩畜産課総括課長 国は、前提というわけではないのかもしれませんが、まずは財源の確保をしなければいけないと、今牛肉の関税で財源措置しているものを法制化して、国の恒久的な財源として取り組むとしております。

次に、マルキン対策は現在8割ですけれども、これを9割に上げますと明言しております。では9割になったから再生産が可能なのかということですが、当然粗収益と生産費の差額の9割ですから、一方ではその分で再生産可能となるような経営体もあわせてつくっていかなければいけない。本県酪農も肉用牛もそうですけれども、小規模経営等が大半を占めておりますので、まずは規模拡大、低コスト生産、そしてグローバル化だけではなくて、国内の産地間競争にも勝たなければいけませんから、そういう意味でそこに打ち勝つような経営体をあわせてつくっていく必要があると思っております。

いずれマルキン事業が評価されるからいいとは思っておりませんので、国もTPPの対策なのか、それとも現状での対策なのかというのはありますけれども、その対策をきちんと担保しつつ、我々もそれに関して若干支援しておりますけれども、一刻でも早く経営体質の強い経営体をつくっていかなければいけないと思っております。

○高田一郎委員 大筋合意の内容が徐々に明らかになるにつれていろいろな問題点が明らかになってきているのです。それは、交渉について7年後にはまた再交渉するという中身です。もともとTPPの基本理念は、例外なき関税撤廃ですから、再交渉することによってさらに関税率が下がってくることが予想されます。甘利大臣もTPPのルールを標準にして大きな経済圏をつくると言っているのです。新しいアジア太平洋の世紀の幕あけを告げるもので、その先には東アジア地域包括的経済連携、さらにアジア太平洋の国々とともに最も大きな経済圏をつくり上げて自由貿易を促進していくのだと。7年後に再交渉すると、ますます農業分野においては厳しい状況にならざるを得ないと思うのですけれども、

その点について、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**小原農林水産部長** TPPの影響などですけれども、一定程度状況は明らかになってきていますが、国においては、対策を講じた場合の影響は出ておりますけれども、それ以外の影響がどの程度かは依然として明らかになっておりません。万全な対策を講じることによって、影響をこの程度におさめると言っておりますので、国としてどのような対策を今後進めていくのか。これは、いわゆるマルキンだけでは、当然対応できないと思っております。それ以外の再生産可能な新たな施策は、今回の補正予算でも一定程度は出されておりますけれども、いずれ引き続き必要であろうと思っております。あとはTPP全体の話になりますと、それらの対策を含めてしっかりと国会等で議論していただきたいと思っております。

○**高橋元委員** TPP関連で、守りばかりで攻めはないのかという思いでいつも聞いているわけですが、アメリカもがん対策から心臓病も含めた健康志向で、日本食がかなり見直されて、日本食志向が世界的に広まってきているわけです。そういう中であって、日本の農林水産物はかなりの面で競争力も高くなってくるような気がするのですが、例えばTPP対策の部署で、全体の3分の2が守る対策を講ずるのであれば、3分の1は逆に攻めていくということも少しは研究していかなければならないと思っております。アメリカ、欧米はどういう志向なのか、地域によっては受け入れる品物が違う、東南アジアに行けば東南アジアでいろいろ違う、それからイスラムもまた違うと、さまざまな違いがあるのですが、そういう中で多少日本の物は高いけれども、安心して食べられる、おいしい、健康的ですごくいい、そういったことも含めて、余り人数は多くなくてもいいかもしれませんが、TPPを逆利用して攻めの農林水産業をもう少しどこかで並行して考えていく必要があるのではないかと思います、その辺はどういう取り組みなり考えを持っているのでしょうか。

○**中村企画課長** 攻めの農林水産業につきましては、輸出が大きなポイントになるかと思っております。特に輸出先の国の関税が撤廃される状況になっておりますので、東南アジア、北米などをターゲットに、米、牛肉、リンゴ、水産物、それらも含めて現在輸出攻勢をかけているわけですが、こういった輸出の戦略的な取り組みをこれから進めていくことがTPPを逆に効果として捉えながら攻めていく部分になるかと思っております。

○**伊藤流通課総括課長** 輸出戦略ですけれども、12月議会の一般質問でもお答えいたしました、今、いわてまるごと売込み推進本部が庁内横断的に立ち上がっておりまして、その場を利用して農林水産物だけではなくて、工芸品、加工品も含め、あとは観光といった部分での輸出戦略を今後検討する予定にしております。

○**高橋元委員** この間テレビでやっていましたが、TPPの合意形成によってアメリカで、政府が農業者に対する説明会を開催しても、農業関係の人たちは余り集まらないという話をしているのです。アメリカの議会でも批准できるのかどうか少し心配されるという報道でしたけれども、遺伝子の組み換え、いろいろな農薬の使用、そういったことも含めて、

アメリカはどちらかというと大量生産して、できるだけ長期間保存して、経済という形での農業を進めているわけですから、日本とはまた違うところもあります。日本の場合は、例えば岩手県の気候風土で生産される農産物、水産物、掘り下げていくとそれなりの強みがあるような気がするのです。ですから、国がこうだから、他県がこうだからということではなくて、少し費用がかかるのかもしれませんが、県独自で個別に市場調査とか国民性、食生活の調査、そういったものを含めていろいろ取り組みを進めていく必要があるのではないかと思っています。ぜひ今後検討していただきたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** 今遺伝子の組み換えの種子の話が、若干出ました。この間、新聞にもありましたが、TPPによって、飼料の混入や遺伝子の組み換えの種子等も入ってくるわけです。そういったことについては、県としては何か対策は考えておりますか。

○**中村企画課長** 遺伝子の組み換えにつきましては、明確ではありませんけれども、協定の交渉の中で示されていたはずですが、その中で、安全、安心な農林水産物の輸入に関しましては守られるとしていたと思っています。

○**嵯峨耆朗委員** 前も何かで議論したのですけれども、米、小麦、大豆は種子を確保しているわけです。遺伝子組み換えの種子が入ってくるとそっちが強いのです。結局それが全てになってくる。そして、農薬を使う場合でも、他のものには農薬が効くものだけれども、遺伝子組み換えで入ってきた種子で育ったものについては農薬が効かないということも実際にあるそうですが、そうなる则在来のものも守っていけないのではないかと懸念して言っているのです。ぜひそういったことも対策として考えていただきたいと思います。

○**中村企画課長** 輸入品につきましては遺伝子組み換え、農薬の問題があり、消費者にとって安全、安心が今一番大事で、気になるところです。そういう不安を払拭するために、国は、安全面から関心の高い部分につきまして、情報交換のための作業部会を開きながら検討を進めるとしてありますので、そういった対応を見ながら県としてもしっかり対応してまいります。

○**菅野ひろのり委員** 2点ほど質問をさせていただきます。

まずは、国の試算をもとに県の試算をし、国の経営安定対策も含めて3兆円が約1,000億円の影響で済むということですが、先ほど中村企画課長も実際はもっと多いのではないかという御意見を述べられておりましたけれども、本県として国とは違う尺度で影響額を試算し、具体的なものを出していく考えはあるのかどうか、またその準備があるのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、攻めの農業についてです。和牛の例がありましたけれども、国としても2020年までに約250億円だったと記憶していますが、輸出をふやしていくということですが、そのためには処理施設の整備や認可を受ける必要があります。その期間もあと約4年ありますが、具体的に本県として、その輸入が拡大していく計画や見込みがあるのか、またあるとすればどの程度のものか試算しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**中村企画課長** 影響試算ですが、関税の削減により、安い農林水産物の輸入が増大する

と考えられるところです。国は今後生産量を確保すると言っていますが、生産量は本当に確保されるのかどうか等も含めて本県への影響につきまして分析を進めてまいりたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 先ほどの攻めの農業、輸出ですが、国においては今1兆円という目標を掲げているところです。これは、平成23年から10年間で1兆円伸ばすというプランで、それを今回踏襲したと認識しているところです。それに基づきますと、岩手県としては平成26年度は19億円の輸出で、第3次のアクションプランにおきましては29億円という形で伸び率を掛けた試算はしているのですが、それに対してはもう少し具体的な戦略が必要になってくると考えております。そういう出荷施設のハード補助などの事業も今回の補正で用意しているようですが、それらも含めまして、今後どういう対応をしていくかは、十分検討されればと思っています。

○菅野ひろのり委員 和牛の牛肉の輸出戦略が約250億円だったと思っておりますが、もう一度答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

○伊藤流通課総括課長 牛肉をどこまで伸ばせるかは、具体的に積み上げた数字を県としてはまだ持ち合わせていませんが、今、アメリカ、ベトナム、TPP参加国での日本の牛肉への消費需要が非常に伸びておりますので、そういった中で現地の優良な商社とのネットワークをしっかりとしたものにしなが、ぜひ伸ばしていければいいと考えているところです。

○高橋孝真委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝真委員長 ほかになければ、これをもってTPP協定に係る国の対応等について調査を終了いたします。

次に、秋サケの漁獲状況について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

当局から説明を求めます。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 秋サケの漁獲状況について資料により御説明させていただきます。

まず図1です。秋サケの回遊経路を示しています。岩手県では3月から5月に稚魚を放流しまして、それが8月から11月ごろにオホーツク海に移動し、その後12月から5月にかけてカムチャツカ沖で越冬しまして、その後ベーリング海に入り、アラスカ湾等を行き来しながら成長して、4歳から5歳魚になって帰ってくる生態です。

2ですが、これまでの秋サケの稚魚放流数、漁獲量の推移を示しました。昭和50年代後半にふ化場の整備が進みまして、4億尾の放流体制が整っております。これにより漁獲量が増大し、平成8年度には7万4,000トン記録したところです。しかしながら、平成11年度以降、漁獲量は段階的に減少してございまして、震災後は1万トンを下回ったものです。図2にその放流数、漁獲量の推移を示しておりますが、図の中央の赤線については段階的

に漁獲量が減少してきたことを示しています。

表1に震災後の放流尾数を示しました。震災前は、平均して4億4,000万尾ほどの稚魚を放流しておりましたが、平成24年は2億9,000万尾、平成25年は3億1,000万尾、平成27年になりましてやっと4億尾を超えた放流尾数になっています。

2ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度の秋サケの漁獲状況です。12月31日現在、尾数で305万尾、重量で9,300トン、金額で50億8,000万円、震災前あるいは前年度に比べて大幅に減少しているところです。

(2)の年齢別の回帰尾数です。5歳魚は震災年に放流された稚魚が戻ってくるものですが、震災前に比べて14%、震災翌年に放流された稚魚が戻ってくる4歳魚は5割ということで、大幅に減少しておりまして、この要因としましてはやはり放流数が少なくなったことが挙げられると考えております。

(3)の地区別の市場水揚げ状況です。久慈地区は震災前のほぼ7割、それに対して宮古以南では2割から3割と著しく低調でした。

3ページをお開きいただきたいと思います。(4)の漁獲量の減少要因です。このように漁獲量が今年度減少していますが、要因といたしまして、まずは5歳魚については東日本大震災津波によりまして飼育中の稚魚が流失したことが考えられます。4歳魚につきましては、震災の翌年、ふ化場がまだ復旧途上で、放流尾数が2億9,000万尾にとどまったことが挙げられます。また、加えまして、平成27年は、図3の左の図を見ていただきたいのですが、11月1日でも温度の高い水の塊が宮古以南に分布しておりまして、秋サケの回遊が阻まれたことが考えられております。

4の平成27年度の種卵確保状況です。(2)の対策の内容ですが、4年後の資源造成を行うためには確実に種卵を確保し、放流することが必要であります。このため、まずはアとして採卵計画を一定程度満たしている通常段階であります。それでも河川に遡上した未熟な魚を畜養して採卵すること、またふ化場間の卵のやりとりをすることで調整しております。さらに、イとして海産親魚の使用段階で、採卵計画を一定程度下回った場合、定置網で漁獲された親魚をふ化場に運搬して畜養して採卵を行う対応をしています。

その結果、12月31日現在、種卵の確保数は約4億2,000万粒、これは年末の計画に対して94%、残り4,500万粒がこの時点で不足していたものです。ちなみに昨日現在4億2,500万粒ほど卵がとれておりまして、残りは3,500万粒ほどです。ただ、今のままですと最終的に4億6,000万粒には達しないものと見込まれておりまして、おおむね4億3,000万粒から4億4,000万粒ぐらいが確保されると見込んでおります。そこで、ふ化場の卵の管理、そして稚魚の飼育管理を徹底いたしまして生産、流通を向上させ、サケの稚魚が生産され、放流されるように県としてもふ化場を指導してまいりたいと考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。こちらには海でとれた親をどれだけ使用して、どれだけ卵をとったかという状況を示しております。表6をごらんいただきたいと思いますが、今年度15のふ化場で4万3,000尾の親を使用しております。これは全て雌で

す。そのうち全体の2割ほどの8,100万粒ほどの卵をとりまして、卵の確保を図っているところ です。

5に県の支援の状況を示しました。サケの稚魚放流の仕組みですが、県のさけ・ます増殖協会が沿岸のふ化場からサケの稚魚を購入し放流しております。これは、全県で放流して、全県で漁獲するという考え方に基づいたものです。稚魚の購入経費に対しては、漁業者から7%の賦課金を徴収しております。

県の支援事業の内容ですが、まずサケの稚魚購入費の支援として、稚魚を買い上げる経費に対しての支援をしておりますし、水揚げの賦課金が一定程度減少した分を補填する支援をしております。また、海産親魚の確保に必要な経費として、機器の整備、傭船料や人件費に対しても支援をさせていただいております。

予算の措置状況につきましては、(3)の表のとおりです。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。今後の秋サケ回帰の見込みと対応です。震災に伴う稚魚の放流の減少によりまして、おおむね平成30年度までは減少が続くと考えられておりますので、今後も継続して確実な種卵の確保、稚魚の放流に取り組むこととしております。

表8をごらんいただきたいと思います。上の段に漁獲年度と書いていますが、平成27年度のところを見ていただきたいと思います。赤丸の中で5歳魚減と書いてあります。左側を見ていただきますと、平成23年の放流尾数が書いております。これは、被災した年にこれぐらい生き残ったであろうと思われる尾数で、5歳魚は大きく減少しているということ、4歳魚については平成24年に2億9,000万尾を放流していますが、これによって減少しているということです。平成30年度を見ていただきますと、平成27年度に4億1,000万尾を放流したものが帰ってきて、やっともとに戻り、平成30年度の4歳魚に並と書いていますが、この状況で大体戻っています。したがって、本当に影響がなくなるのは平成31年度からと考えております。

(2)の国の支援事業ですが、今のところ平成28年度で終了すると言われておりまして、引き続き国に支援事業の継続を要望してまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 確認ですが、4ページの4の(4)で見ると、海産親魚を確保すると漁獲量が減るという仕組みですね。この減った分の支援については補填があるのでしょうか。宮古市などでサケが川に上がらなかったから、大部分は海のサケを使ったのです。海産親魚を採卵用のサケではなくて、定置でとった場合にはどうなっているのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 表6を見ていただきたいと思います。平成27年度の使用尾数ということで4万3,000尾と書いています。この部分が定置からふ化場に運んでおりますので、この分が本来市場に揚がる数量です。

○嵯峨耆朗委員 これを見ればそれはわかるのですが、その2万尾というのは単純に4キログラム、5キログラムを掛ければいいということですか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 はい。

○嵯峨耆朗委員 そうすると、例えばもう少しとった場合には上がるのかなと思っただけなのですけれども、難しいなと思いました。採卵のためにサケを確保していかなければならない。一方では定置の人たちからすると水揚げがなければやっていけないと思って、それで聞いたのです。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 これに大体3キログラム掛けますと130トンぐらいになりますので、その部分が市場に本来水揚げされる分の減少と考えております。

○嵯峨耆朗委員 あと1点、3ページの漁獲量減の段、温度の高い水塊について、震災前ですけれども、北のほうがとれなくて南のほうだけとれたという例があるのです。外を回って下から上がったということがありました。そういうこともあるのか、それとも毎年こうなったらいくら放流してもとれないことになると思って聞いていますけれども、どうですか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 平成26年12月1日の図を見ていただきますと、下のほう、親潮の第2分枝に沿って南下して北上して漁獲されているということもありますので、その年の水温の状況によって漁獲は異なってくるものと考えております。

○渡辺幸貫委員 5の(1)のサケ稚魚放流事業の仕組みですけれども、稚魚の購入費に漁業者等からのサケ水揚金額の7%を賦課金として徴収して充てているのですが、サケがとれないと、このシステムは本当に機能して、放流ができるかという素朴な疑問です。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 これは、市場に水揚げされた分から7%をさけ・ます増殖協会に入れております。そして、大体稚魚の放流に必要な経費が6億円ぐらいかかっておりますので、この分の減少した分を国と県の助成で賄っていますが、5の(2)のアの②がこれに相当するものです。

○渡辺幸貫委員 では、(2)のアのとおり、補助率3分の2、3分の1とありますけれども、これは金額的にどんどんふえているということですね。要するに漁獲高が減って、水揚金額が減っているわけだから、それがふえていかないと維持できませんね。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 減少した分を補填ということですが、賦課金が減少すれば助成がふえるということですね。

○渡辺幸貫委員 あと、初歩的なことを聞きます。中国や台湾では船が非常に大型化して、なおかつ魚群レーダーが大変進歩してきて、200海里のはるか先の太平洋全体で、皆魚をとってしまう時代だとニュースなどでよく言われています。それで、水産庁はその協議についてどう進んでいるのか。要するに世界の魚資源をどうするかをトータルで考えて、我が県もその辺を考えていかないと、将来に向けた4歳魚は本当に並になるのかと素朴な疑問を抱きますが、それは楽観視してもいいのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 まずはサケについてですが、しっかりと放流をして、そして北洋に行った稚魚が餌を食べて、そして健康に大きく育って帰ってくるということを第一義的に考えているところです。国際的な漁獲の資源管理の部分について

は、一つにはサンマの関係で、これから中国や台湾なども含めた資源管理をしていくという国際的な協議を始めたところであり、サケにつきましては母川回帰と申しますか、生まれた川の所属と申しますか、そこの所有権があるものとして国際的にも今管理が進められております。また北洋のほうでサケをとるといふ部分は国際的な協定などでもある程度規制されておりますので、サケについてはまずしっかりと放流して、帰ってくるのを待つというふうを考えております。

○菅野ひろのり委員 1点だけ質問させてください。今年度漁獲量が非常に少なくなっている中で、とれなかった場合の漁業を営まれている方に対する、国、県からの補填事業のようなものが具体的に何かあれば教えていただきたいと思っております。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 補填の方法としましては、漁業共済制度がありまして、その共済に加入していれば漁獲の減少分について補填されるという部分があります。特に秋サケにつきましては、主に漁協が定置網で漁獲し、漁協の収入として、それを漁業者の施設整備とか、今回の震災でありますと漁船の整備などにこの経費を充当していくというものです。漁業共済にはサケの漁獲に関連する定置網などについては全て入っておりますので、全額ではありませんが、減少分については補填されるというものです。

○菅野ひろのり委員 そうしますとあくまで個人的にきちっと保険に入っていれば対応されるという認識で合っていますでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 そうです。漁業共済に入っていれば補填されるという部分があります。ただ、個人の漁業者の方々がなかなか共済に入らない部分もありますので、その辺は今後加入を促進するように働きかけてまいりたいと思っております。

○高田一郎委員 国の支援事業が平成 28 年度で終わりということですがけれども、具体的な規模等については4 ページにある 8 億円余の部分になるのでしょうか。そして、これが平成 28 年度までというのは、震災復興の関連での支援ということで打ち切りになるのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 国費については、そのとおり表にあります 8 億円です。そして、今回の予算は国の震災復興関連の予算で充当されているものです。

○高田一郎委員 稚魚放流数の減少の影響で、平成 30 年まで漁獲量の減少が続くということですから、継続してもらえるように努力していただきたいと思うのですが、そうしますと財源については国、県と水揚金額の 7% の賦課金によって成り立っているということですね。7% というのはどの程度の金額になっておりますか。もう一つは、もし国費が継続できないと、どういうことが想定されるのか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 今年度は、12 月末の漁獲金額が 50 億円ですので、この 7% で 3 億 5,000 万円が水揚賦課金として徴収されます。放流に 6 億円ほどかかりますので、残りの 2 億 5,000 万円が補填されるものですが、これがなくなれば漁業者の負担、あるいはさけ・ます増殖協会が徴収して負担するという形になります。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって秋サケの漁獲状況について調査を終了いたします。

この際、執行部から森のトレー事案についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木林業振興課総括課長 それでは、森のトレー事案について、お手元にお配りしています資料に基づきまして御説明申し上げます。

事案の概要につきましては、いわて森のトレー生産協同組合が久慈市を通じて国及び県の補助金約15億3,000万円を導入し、木製トレーを生産、販売しようとしたしましたが、製造設備の不具合により計画どおりに生産できず事業を中断したことから、県は国から補助金の返還を命じられ、県が久慈市に、久慈市が組合に補助金の返還を請求しているものです。

また、組合は久慈市に対する補助金が未返還で、債務の弁済に応じず、返済資力を見きわめるための決算資料の提出もないということで、市は組合の資産を明らかにし、強制的に債権を回収する手段として組合の破産手続開始の申し立てを行った結果、先月27日に裁判所が組合の破産手続廃止を決定したところです。

以上が事案の概要ですが、補助金の返還、久慈市の負担、事案の検証、そして今後想定される対応の4点につきまして御説明をしたいと思います。

まず1点目、補助金の返還についてですが、資料1ページの参考1の概略図の補助金返還という部分をごらんいただきたいと思います。この図の左側にあります県から国への補助金返還につきましては、全額返還済みです。その経緯ですが、延滞金の負担の可能性があったことから補正予算を措置し、平成16年に返還命令額の3分の1相当額を先行返還いたしました。なお、延滞金につきましては、残りの3分の2相当額を全て返還した平成22年9月に国から免除されております。

次に、久慈市の負担についてですが、今御説明した箇所右側、久慈市から県への左向き点線矢印の下のところの県への補助金返還という部分をごらんください。久慈市は、県から国への先行返還分の8分の1相当額を平成21年度までに県に返還済みです。これは、平成16年に当時の知事と市長が先行返還金の負担割合について、県7、久慈市1とすることで合意したことによります。

次に、事案の検証についてですが、お配りした資料には記載していませんが、県は事案の検証チームを立ち上げまして、平成16年3月に報告書を公表し、適正さを欠いた事務執行があったとして、事案にかかわった県職員の処分をするとともに三役の給料を減額いたしました。また、平成22年10月にはその後の補助金返還や延滞金免除、また組合が添付した訴訟の顛末などを明らかにして報告書を取りまとめ、全庁的に再発防止策を講じていたところです。

最後に、今後想定される対応についてです。資料1ページの2の主な経過の表の一番下

の欄ですが、裁判所は先月 17 日に組合の破産手続廃止を決定したところです。久慈市は債権者に対する配当がなく、組合の破産手続廃止決定により債権回収が不可能となったことから、県に対し補助金の返還免除を申請したいとの意向を示しています。

資料 2 ページの参考 2 経過の表の下から 4 段目、県議会への説明の欄をごらんいただきたいと思います。平成 20 年 2 月議会におきまして、県としては久慈市が訴訟による補助金回収に尽力して、回収に最大限努めた場合には国への追加返還部分及び県費補助分に係る久慈市の負担は求めないこととすると御説明をしているところです。今後組合の破産手続廃止決定を受けて、仮に久慈市から補助金返還の免除申請が県に提出された場合は議会の議決事項になりますので、県の対応につきましては関係部局も含めて検討を行った上で県議会の皆様に御説明していきたいと考えております。

○**千葉競馬改革推進監** 岩手競馬の発売状況等につきまして説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました資料をごらんいただきたいと思います。まず、発売額の計画達成状況であります。4 月 4 日の開幕から 1 月 4 日までの 122 日間で、発売額の実績は 218 億 5,500 万円であり、計画達成率は 101.8%となっております。また、他の地方競馬から委託を受けて発売しています広域受託発売は 4 月 1 日からの実績になりますが、48 億 6,200 万円であり、計画達成率は 100.7%となっております。

次に、発売額、入場者数の前年度比較であります。発売額は前年度比 91.8%、開催本場におきます入場者数は 25 万 8,576 人であり、前年度比で 95.4%となっております。

なお、平成 26 年度はジャパンブリーディングファームズカップという大きなレースを盛岡競馬場で施行したという特殊事情がありましたことから、この JBC を施行した日を除いて比較いたしますと、発売額は前年度比 104.7%、入場者数は前年度比 99.1%となります。

平成 27 年度の岩手競馬も、残すところ 3 月の特別開催の 6 日間のみとなりました。これまでのところ、発売実績が計画を上回って推移してきておりますが、広域受託分を含めて引き続きその動向を注視していきたいと考えています。

○**高橋孝眞委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 森のトレーです。資料 2 ページの参考の平成 20 年に久慈市が訴訟による補助金回収に尽力して、回収に最大限努めた場合には国への追加返還部分及び県費補助分に係る久慈市の負担は求めないこととするとありますが、その時点では、頑張っただけで久慈市も回収するという思いで皆さんいたのだと思うのです。私たちがそう思っていました。ところが、結果は破産されてしまったから久慈市に請求しなくていいということになるのですか。その辺も詳しくお願いします。

○**佐々木林業振興課総括課長** 今御説明いたしましたのは、平成 20 年 3 月、2 月議会において、こういう御説明しておりましたということに記載している資料です。その点について御説明したということです。

○**渡辺幸貫委員** そういうことの説明をしたというだけであって、それが今度県議会で決

めてもらえばいいということに、ぽんと飛躍しているのです。そのところを説明してくれと言っているわけです。

○佐々木林業振興課総括課長 大変失礼いたしました。これは、久慈市が、最大限の努力というのはどういうことをやったのかということ、久慈市が免除申請を出してくるということであれば、その中でしっかりと確認した上で、県の対応について御説明していきたいということです。

○渡辺幸貫委員 では、これからですね。

○嵯峨老朗委員 先ほどの説明の前段で、知事と当時の市長が負担割合を決めたのが前提でこういう説明になったと理解しましたが、そういう理解でいいですね。

○佐々木林業振興課総括課長 これにつきましては、知事と当時の久慈市長が協議、御相談をした上で、先ほど御説明したような中身になったということです。

○高田一郎委員 農村整備事業、土地改良事業について、今年度は、平成 26 年度の経済対策に対する予算措置が非常に少ないということで、予算全体が縮小され、現場では事業期間の延長とかいろいろ影響が出ました。既に平成 27 年度の補正予算でも概要が出されていまして、T P P 絡みで前年度と比べて補正予算もふえているという思いもしているのですが、これはしっかりと予算がつくのですか。

○伊藤農村建設課総括課長 農業農村整備予算の関係ですけれども、平成 27 年度の予算につきましては、国の割り当てが県予算の 6 割相当であります。今般、国では平成 27 年度の T P P 補正予算等で、9,900 億円を措置したということです。この補正予算につきましては、本県のおくれている水田整備等々を進めていくために、必要な予算を確保しようとして国に要請しているところです。

○高田一郎委員 平成 27 年度補正予算の概要もホームページで見ました。農地のさらなる大区画化、汎用化の推進ということで 400 億円ぐらい予算措置されているのですけれども、これは、全国的な担い手のための生産コストが、60 キログラム 1 万 6,000 円ですけれども、9,600 円程度にするということを目指した事業の推進なのです。これはイメージが湧かないのですけれども、国は、規模拡大をすれば生産コストが 4 割削減されて、価格保障政策をやらなくても十分やっていけるというのがベースにあると思うのですけれども、今県内では、このぐらいコスト削減しているところはあるのですか。

もう一つは、こういった事業は県内のいろいろな状況を見ますと、既にかなり国費や県費を投入して、一度基盤整備を行ったところをさらに大区画にするという動きもあるのです。ところが、既に今年度の補正予算が大きく縮小されたことによって、事業の期間を 5 年から 6 年にしなければならないとか、そういうところが多々あったわけです。何を優先すべきか考えたときに、既に事業採択したところとか、事業着手しているところは、当初の計画どおりの期間内でやるべきだと、そういった事業の優先順位について、しっかりとした考えを持って対応していくべきだと思うのですけれども、その辺についてのお考えをもう一度お聞かせください。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、国の補正予算の額ですけれども、990 億円に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

国の補正予算の考え方でありまして、今回 T P P 補正として、農地のさらなる大区画化、汎用化、水田の畑地化、畑地、樹園地の高機能化等の推進に資する、農業競争力強化基盤整備に位置づけられる事業に配分するというので、具体的には圃場整備を行う経営体育成基盤整備事業であるとか、畑地整備を行う畑地帯総合整備事業に配分するという考え方です。国としては、生産コストが 60 キログラム当たり 9,600 円を下回ることが見込まれる地区等に配分することになっているわけですが、今国と補正要求のやりとりをさせていただいている中では、9,600 円を下回る地区について、そういった取り組みに努力をしていくという形で要求してもいいと言われております。

○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 事業の優先順位について、事業地区といましては、現在事業を進めております採択を受ける地区と、今後事業を実施したという新規の採択希望地区、それぞれありますが、非常に国費が厳しいという中で事業効果を早期に発現させていく観点から、継続地区の進捗を上げ、また新規地区につきましては事業によってどういった営農を展開していくのか、そういった地域での話し合いがしっかりなされて、担い手の確保ですとか、営農計画がしっかりでき上がっている熟度の高い地区を優先にしながら今後の事業を進めていきたいと考えております。

○高橋孝眞委員長 ほかになれば、これをもって本日の調査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の 2 月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成 27 年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。